

# 健康福祉局医療機器等仕様決定・機種選定審査委員会設置要綱

平成9年4月1日  
9川健庶第5号

## (目的及び設置)

第1条 この要綱は、健康福祉局における医療機器等の仕様決定・機種選定に関する業務の、公正かつ適正な執行を図ることを目的として、健康福祉局医療機器等仕様決定・機種選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するため、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、業者の指名、仕様の決定又は機種の選定の基準、手続、結果その他必要と認める事項について審査する。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉局長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 5 委員会の委員には、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 医務監
  - (2) 総務部長
  - (3) 地域包括ケア推進室長
  - (4) 長寿社会部長
  - (5) 医療政策推進室長
  - (6) 健康安全部長

- (7) 地域福祉部長
- (8) 障害保健福祉部長
- (9) 生活保護・自立支援室長
- (10) 総務部庶務課長
- (11) 前各号に掲げる者のほか、委員長が指名する者  
(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、原則として全会一致により決定するものとする。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、審査事項について必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(手続き)

第7条 実施主管課長は、1件100万円を超える医療機器等を選定しようとするときは、事前に、医療機器等選定調書(第1号様式)を総務部庶務課長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、審査の結果について、健康福祉局医療機器等仕様決定・機種選定委員会審査結果通知書(第2号様式)により、実施主管課長あて通知するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉局総務部庶務課において処理する。

(持ち回り議決)

第9条 やむを得ず委員会による審議ができないと判断される場合は、持ち回り議決書（第3号様式）により議決することができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年4月1日15川健庶第2872号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年3月25日16川健庶第2927号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年4月1日19川健庶第890号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年4月1日19川健庶第194号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年3月6日20川健庶第1993号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年4月1日25川健庶第252号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年4月1日26川健庶第146号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。